

令和元年度決算に係る東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下財政健全化法）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表をしています。今回は令和元年度決算に基づく指標です。

第1表 東伊豆町の健全化判断比率

健全化判断比率	R元年度 (今回)	H30年度 (前回)	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%
実質公債費比率	5.2%	5.7%	25.0%
将来負担比率	60.6%	58.0%	350.0%

- 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合（＝黒字の場合）は、「—」と表示している。
- 数値が大きいほど、財政健全化法上、財政が悪化していることを意味する。
- 健全化判断比率のうちのいずれかの指標が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければならない。

財政健全化法では、公営企業会計の健全化についても定めています。東伊豆町には公営企業会計が二つあります。公営企業会計ごとに資金不足比率を算定して、経営が健全化しているかどうかを判断します。

第2表 東伊豆町公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計名称	R元年度 (今回)	H30年度 (前回)	経営健全化基準
水道事業（法適用）	—	—	20.0%
風力発電事業（法非適）	—	—	

- 資金不足額がない場合は、「—」と表示している。
- 会計名称の（法適用）とは地方公営企業法が適用される会計であることを意味している。
- 数値が大きいほど、財政健全化法上、公営企業会計の経営が悪化していることを意味する。
- 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

※ 財政健全化法制度全般については、総務省のホームページに詳しい資料が掲載されています。
(総務省ホームページ内 地方公共団体財政健全化法関係資料)

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

問合せ先 東伊豆町総務課財政係 電話：0557-95-6302